

大阪医科薬科大学薬学部 PA 会奨学金規程細則

(出願受付)

第 1 条 奨学生の出願受付は原則として毎年 1 回 6 月に行う。

- 2 入学後、家計支持者の死亡又は天災その他の事情により家計が急変した者については随時受け付ける。

(出願資格)

第 2 条 奨学生を希望する者は大阪医科薬科大学薬学部 PA 会奨学金規程第 4 条によるほか、次の条件を有する者でなければならない。

- 1 休学中又は長期欠席中でないこと。
- 2 学力については原則として次の各号のいずれかを満たしていること。
 - (1) 1 年次生は、高校の評定平均値の平均が 3.5 以上であること。
 - (2) 2～6 年次生は、前年度までの成績が平均水準以上であること。
 - (3) 大学院生は、学部の成績が平均水準以上であること。

(出願書類)

第 3 条 奨学生を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書。
- (2) 市町村長が発行する前年分の所得証明書。
- (3) 給与所得者の場合は前年分の源泉徴収票、自営業者の場合は前年分の確定申告書の控。
- (4) その他家庭の事情及び経済状況を証明又は説明するもの。

(選考)

第 4 条 奨学生の選考は、人物・健康・学力・家計の各項目の総合判定により行う。

(採用の通知)

第 5 条 奨学生の採用を決定したときは交付金額・交付期日を本人及び保証人に通知する。

(奨学金の交付)

第 6 条 奨学金の交付は 7 月・10 月に分割して銀行に委託して行うものとする。

(奨学金の返還)

第 7 条 奨学金は次の各号に定めるところにより返還しなければならない。

- (1) 奨学金の返還は年賦とし、規程第 13 条各号の一に該当した月の翌月から起算して 6 カ月を経過した後の 12 月に行うものとする。
- (2) 返還年賦額は 24 万円とし、貸与が 2 年以上に及ぶ場合は先に貸与を受けたものから順次返還する。
- (3) 返還する奨学金は、本会が指定する金融機関に指定する期日までに納入しなければな

らない。

附 則

1. この改正は、平成9年10月1日から施行する。
2. 前項の規定にかかわらず、第7条第2号の改正は、平成9年4月7日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月4日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。